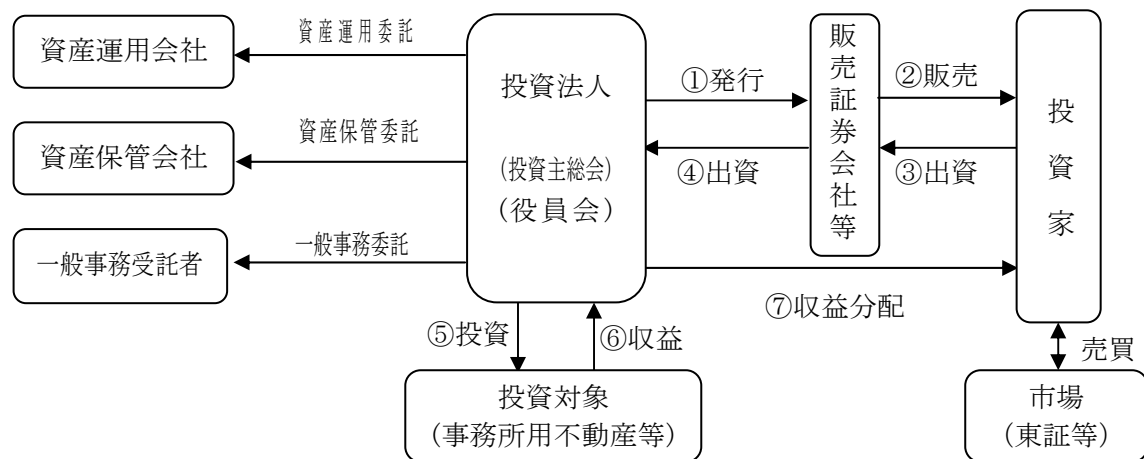


投資法人の概要

1 投資法人の目的及び基本的性格

投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に基づき設立された社団であり、当該投資法人の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

【投資法人の仕組み】



- (注) 1 資産運用会社(投信法 2 ⑱)：登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者
 2 資産保管会社(投信法 2 ㉑)：登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人
 3 一般事務受託者(投信法 2 ㉒)：投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務((i)計算に関する事務、(ii)会計帳簿の作成に関する事務及び(iii)納税に関する事務等)に係る事務を行う者

2 投資法人の規制

投資法人は、投信法第 187 条の登録を受けなければ、資産の運用として同法第 193 条に規定する行為を行ってはならないとされている。すなわち、投資法人は、投信法における規制の下でのみ業務を行うことが認められており、一般法人には適用されない様々な規制が課されている。

投信法人に適用される規制には、次のようなものがある。

- (1) 投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない(投信法 63①)。
- (2) 投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない(投信法 63②)。
- (3) 登録投資法人は、資産運用会社はその資産の運用に係る業務の委託をしなければならず(投信法 198①)、また、登録投資法人は、資産保管会社はその資産の保管に係る業務を委託しなければならない(投信法 208①)。
- (4) 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務のうち法令で定めるものを他の者に委託して行わせなければならない(投信法 117)。

3 投資法人の機関

株式会社の株主総会や取締役会等と同様に、その業務の監督等を行う投資主総会や役員会は、コーポレートガバナンス(企業統治)機能を備えており、それぞれの機能は次のとおりである。

(1) 投資主総会

投資主総会は、株式会社における株主総会と同様な位置付けで、投資主から構成される機関で

あり、投信法及び規約において投資主総会の決議が必要とされている事項(例えば、資産運用会社との委託契約の締結等)に限って決議を行う権限を有している(投信法 89①)。

(2) 執行役員

執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する(投信法 109①)。

その重要な職務としては、投資主総会の招集、投信法第 117 条の一般事務の委託、資産の運用又は保管に係る委託契約の締結又は契約内容の変更、資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払等がある(投信法 109②)。

執行役員は、重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない、執行役員は 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を役員会に報告しなければならない(投信法 109②③)。

(3) 監督役員

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する(投信法 111①)。

また、監督役員は、いつでも、執行役員等に対して、投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる(投信法 111②)。

監督役員の人員は、執行役員の人数に一を加えた数以上の人員であり、その選任は投資主総会により行われ、任期は 4 年である(投信法 95 二、96①、101①)。

(4) 役員会

役員会は、すべての執行役員及び監督役員により構成される。役員会は、投信法及び規約において定められている権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督する(投信法 112、114①)。

執行役員が投資主総会の招集、合併契約の締結、資産運用等の委託契約の締結又は契約の変更、資産運用報酬等の支払等を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない(投信法 109②)。

4 投資法人の法人としての機能

なお、投資法人の行う資産運用業務は、資産運用会社に委託することにより行われることとなっているが、投資法人と資産運用会社との契約関係は、投信法の下で、次のように定められており、投資法人の法人としてのガバナンス(統治)が機能するように措置されている。

(1) 資産運用会社との委託契約の締結には、役員会及び投資主総会の承認が必要である(投信法 109②、198②)。

(2) 登録投資法人による委託契約の解約は、投資主総会の決議を経ることが必要である(投信法 206①)。ただし、資産運用会社において瑕疵等があった場合は、役員会の決議により解約できる(投信法 206②)。

(3) 投資法人は、資産運用会社が投信法第 207 条第 1 項に定める事由に該当する場合には、その契約を解約しなければならない。なお、この場合には、執行役員は、承継すべき資産運用会社を定めてその業務を委託するとともに、遅滞なく投資主総会の承認を求めなければならない(投信法 207①～③)。